

一般会計等財務書類　注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当ありません。

② 満期保有目的以外の有価証券等

ア 市場価格のあるもの……………該当ありません。

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当ありません。

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 8 年～60 年

物品 3 年～17 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、山陽小野田市財務規則に定める重要な物品の取扱いに準じ、取得価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8

節によっています。

ただし、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない場合において、金額が 100 万円未満であるときには修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、以下のとおりです。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
山陽小野田市土地開発公社	—	118,443 千円	2,081,557 千円	2,200,000 千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 山口地裁令和2年(ワ)第52号

国家賠償請求事件 1,125 千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

該当はありません。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 —

連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	7.9%
将来負担比率	58.6%
⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額	4,193千円
⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額	1,281,935千円

(2) 貸借対照表にかかる事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和3年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産 9,316千円 (7,734千円)

土地 9,316千円 (7,734千円)

令和3年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の(7,734千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足の有無等

該当はありません。

- ③ 基金借入金（繰替運用）残高

該当はありません。

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 25,567,207千円

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	18,300,829千円
--------	--------------

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,609,276千円
---------------------------	-------------

将来負担額	58,526,004千円
-------	--------------

充当可能基金額	9,790,884千円
---------	-------------

特定財源見込額	5,222,774千円
---------	-------------

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	34,303,303千円
------------------------	--------------

- ⑥ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 71,259千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 574,079 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	36,145,485 千円	35,524,408 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	一	一
繰越金に伴う差額	△692,771 千円	一
資金収支計算書	35,452,714 千円	35,524,408 千円

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	2,342,806 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	153,292 千円
未収債権額の増加（減少）	168,591 千円
未払債務額の増加（減少）	124,877 千円
その他の資産・負債の増加（減少）	0 千円
減価償却費	△2,588,384 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△9,797 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△95,215 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△15,136 千円
損失補償等引当金繰入額（増減額）	△45,799 千円
資産除売却損益（損）	3,837 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	39,072 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 7,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 220 千円

⑤ 重要な非資金取引

該当はありません。